

倉敷猫多頭飼育崩壊予防ネットワーク 会則

(名 称)

第1条 本会は、倉敷猫多頭飼育崩壊予防ネットワークと称する。

(所 在 地)

第2条 本会所在地は、岡山県倉敷市羽島 908 に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、岡山県倉敷市内で人と猫の共生する社会の実現を図り、飼い主・猫・周辺環境に悪影響を及ぼす不適切な多頭飼育問題を解決するため、多機関連携による支援体制を構築し、地域全体で人と猫双方の健全な暮らしを守ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)動物愛護の啓発事業
- (2)TNR (捕獲・不妊手術・元に戻す)事業
- (4)アンケート調査事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

代表 1名、 理事 4名、 会計 1名

(役員を選出)

第6条 代表および理事は、会員の互選とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第8条 代表は、本会を代表して会務を掌る。

- 2 理事は代表を補佐し、代表事故あるときは職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を担う。

(顧問及び参加)

第9条 本会に、顧問及び参加をおくことができる。

- 2 顧問及び参加は、代表が会員にはかりこれを推薦する。

(会員)

第10条 この会は第3条にかかる関係者をもって会員とする。

(経費等)

第11条 本会の経費は、会費・助成金・寄付金その他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(解散)

本会は、次に掲げる事由により解散する。(1) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(2) 正会員の欠亡。解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産ならびに積立金の帰属)

当会が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、当会と同種の目的を有する、特定非営利活動法人、公益社団法人または公益財団法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。その帰属先は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て選定する。

(その他)

第13条 この会則の施行にあたり必要な事項は代表が会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、令和7年12月1日より施行する。尚、会の発足年月日も同日とする。